

公 告

事業規程第 101 条第 2 項に基づき、令和 9 年産（指定かんきつについては令和 10 年産）果樹共済に係る組合員負担共済掛金率および果実の 1 k g 当たり価額を公告します。

なお、組合員が負担する部分の率については危険段階別共済掛金率に 2 分の 1 を乗じて得た率を危険段階別共済掛金率から差し引いたものとします。

組合員負担共済掛金率等については、事務所内に保存しています。組合員はいつでも閲覧を求めることができます。

令和 8 年 2 月 9 日

大分県農業共済組合
組合長理事 森

宗

